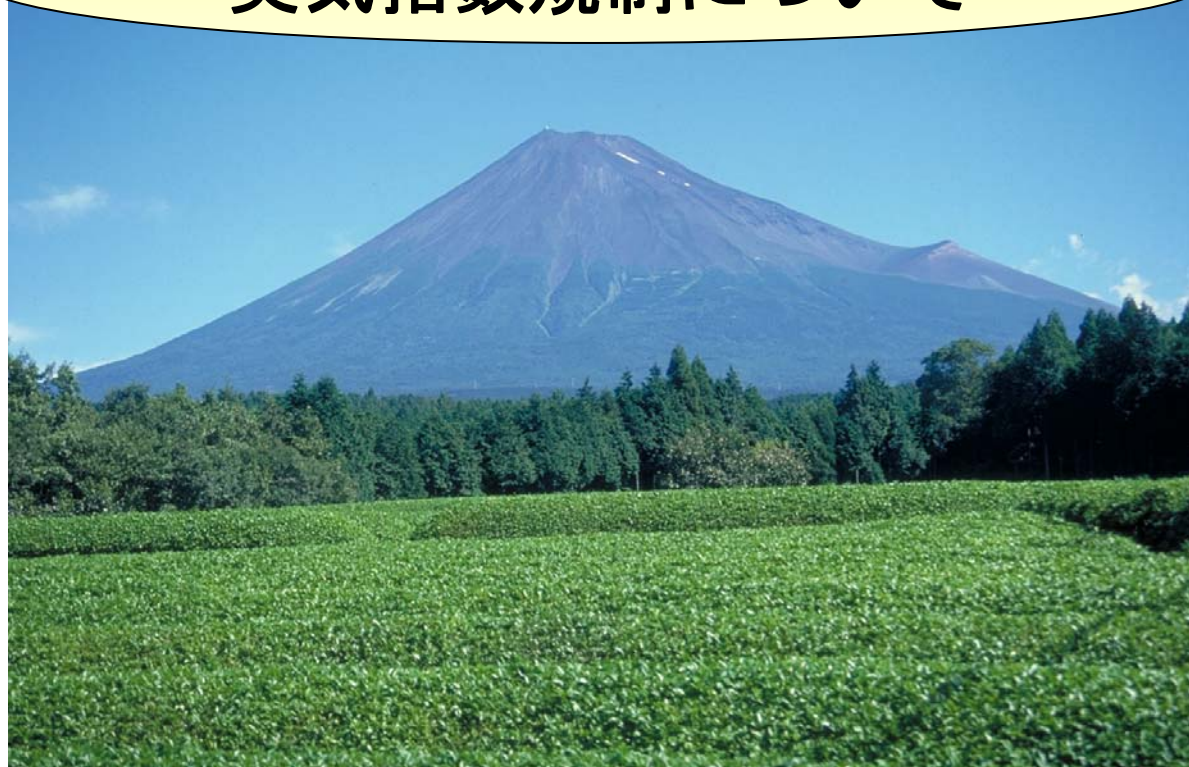


富士市の悪臭防止対策

臭気指数規制について



富士市環境部環境保全課

平成23年3月29日改訂

悪臭防止法の概要

悪臭防止法では工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。なお、市長は規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、規制基準に適合せず、その不快なにおいにより、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、その臭気を発生させている工場・事業場に対して必要な改善措置を講じるよう、勧告、命令を行うことができます。

悪臭の規制方法について

富士市では、工場や事業場から発生する悪臭について、人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」を採用しています。

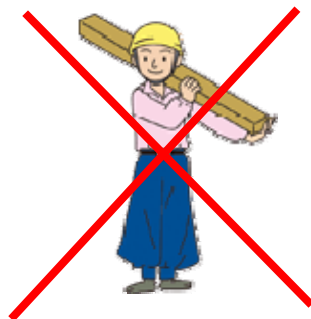
近年の悪臭苦情は、様々なにおいがまざった複合臭が原因であるものが増加してきています。「臭気指数規制」によって、これまでは対応できなかった臭気について、規制していくことができます。

規制対象

- 富士市の規制地域内に立地するすべての工場や事業場から発生する悪臭が対象になります。
- 一般家庭のほか、自動車や建設工事等から発生する悪臭は規制対象外です。



自動車
対象外



建設工事
対象外



家庭からの臭気
対象外

※なお、法では国民の責務として、住居が集合している地域において、日常生活における行為に伴い発生する悪臭について、周辺地域における住居の生活環境が損なわれることのないように努めなければならないと規定されています。

臭気指数規制とは？

臭気指数とは、においのついた空気や水をそのにおいが感じられなくなるまで無臭の空気（水の場合は無臭の水）で薄めた時の希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数値に10を乗じた数値で表します。

$$10 \times \log (\text{臭気濃度}) = \text{臭気指数}$$

例えば、においのする空気や水を100倍に薄めたらにおいが感じられなくなった時の臭気濃度は100、その臭気指数は20となります。

$$(\text{臭気濃度}) 100 \text{ の場合} : 10 \times \log (10^2) = 10 \times 2 = 20 \text{ (臭気指数)}$$

三点比較式臭袋法による
臭気指数測定



においを全体としてとらえる臭気指数規制は、様々な臭いの混ざった複合臭や未規制の物質によるにおいにも対応することが可能です。また、人間の五感の一つである嗅覚をセンサーとして測定する方法のため、苦情の被害感と一致しやすいという利点があります。

- ④ 約40万種あると言われている「におい物質」に対応することが可能。
- ④ 様々なにおいが混ざり合った複合臭に対して評価しやすい。
- ④ 嗅覚を利用することにより、においの程度がイメージしやすい。
- ④ 住民の悪臭に対する被害感と一致しやすい。



規制対象地域について

市長は工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制する地域として、富士市全域を指定しています。

また、「規制地域」内に工場その他事業場を設置している事業者は、当該規制地域ごとの「規制基準」を遵守しなければなりません。

臭気指数規制での規制基準

規制基準は、旧富士市地域における下記の規制地域の区分ごとに定められ、工場や事業場の敷地境界線上の臭気、煙突等の気体排出口から排出された臭気、排水口からの排水の臭気に適用されます。

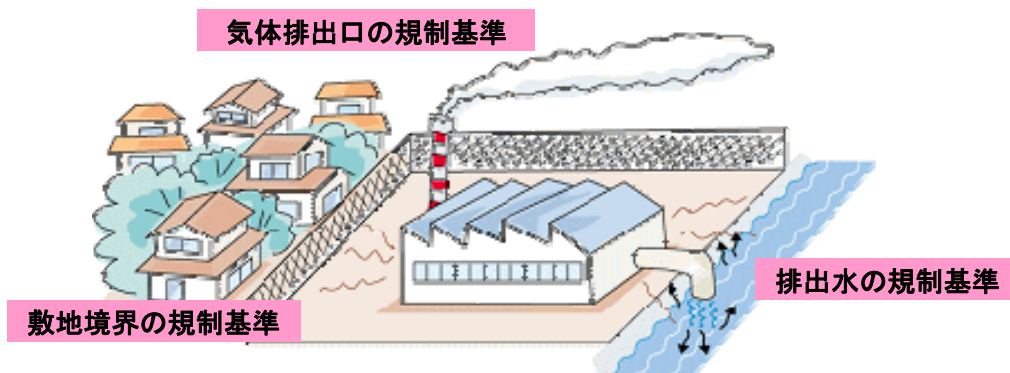
規制地域の区分	規 制 基 準		
	敷地境界 (1号規制)	気体排出口 (2号規制)	排水水 (3号規制)
第1種区域 (住居系地域)	臭気指数 10	排出口から排出された臭気が地表に着地した時に、工場や事業場が立地する用途地域の敷地境界(1号規制)の基準値に適合するように大気拡散式等を用いて気体排出口ごとに算定されます。(悪臭防止法施行規則第6条の2に規定)	臭気指数 26
第2種区域 (商業系地域)	臭気指数 13		臭気指数 29
第3種区域 (工業系地域)	臭気指数 15		臭気指数 31

住居系地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

商業系地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、旧富士川町の都市計画区域外の区域

工業系地域：工業地域、工業専用地域、

※これらの用途地域は都市計画法第8条第1項第1号により定められたものを表します。



気体排出口の規制(2号規制)について

- ◎ 排出口高さが15m未満の場合は、1号規制基準値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2第2号に規定する計算式を用いて算出される臭気指数とする。
- ◎ 排出口高さが15m以上の場合は、1号規制基準値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する計算式を用いて算出される臭気排出強度とする。なお、計算式において考慮される周辺最大建物を選定する場合、次の条件に当てはまる場合は周辺最大建物と見なさない措置をとることとする。

$$H_b / L_b \geq 2$$

※ H_b (m)・・・建物の高さ

※ L_b (m)・・・建物の高さと同様の小さいほうの値

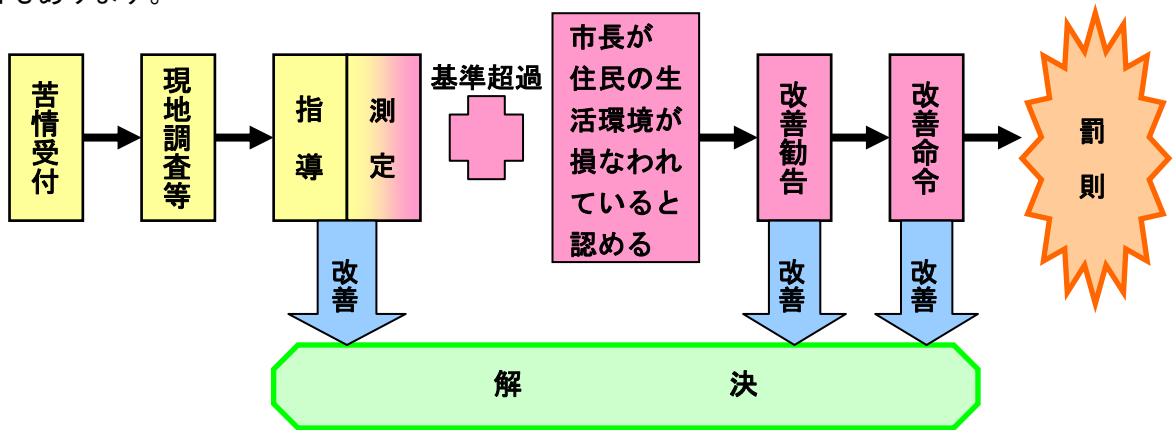
(建物の幅は、当該建物の面積と同一の面積を有する円の直径の長さをもって建物の幅とする。)

規制基準の遵守をお願いします

規制地域内に工場その他の事業場を設置する者は、その規制地域についての規制基準を遵守する義務があります。(法第7条)

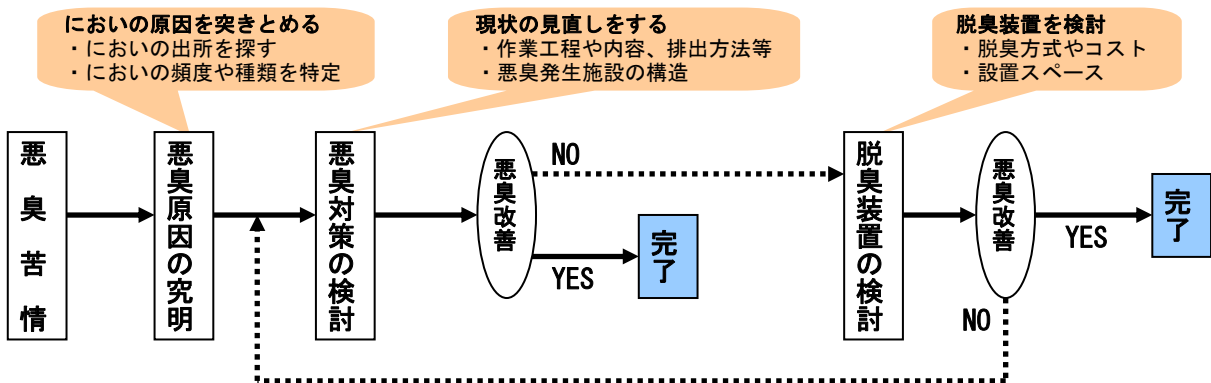
悪臭苦情が発生した場合、市長は工場又は事業場を設置する者に対し、悪臭発生施設の運用の状況、悪臭物質の排出防止設備の状況等について報告を求め、またはその職員に工場・事業場に対する立入検査をさせることができます。(法第20条) なお、未報告、虚偽の報告をした者および立入検査を拒み、妨げ、忌避したものについては罰則(30万円以下の罰金)が科せられます。

また、規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると市長が認める悪臭に対し、適切な対策をとらない場合、市長より改善勧告(法第8条第1項)、改善命令(法第8条第2項)が出され、さらには、懲役や罰金(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科せられる場合もあります。



悪臭防止対策

悪臭対策を講じる場合、先ず、苦情の対象となっている臭気の実態を把握することが大切です。においの出所やにおいの頻度、継続時間等の実態を十分に調査し、どのような対策をとれば改善が可能か検討することが必要です。



主な悪臭防止対策

- ① 作業工程、作業方法の変更、改善
- ② 悪臭発生施設を密閉化するなど、施設等の構造の改善
- ③ 排出口(煙突等)の高さや形状の改善
- ④ 脱臭装置の設置や適切な維持管理
- ⑤ 場内の清掃、事業所周辺の緑化
- ⑥ 移転

■ 融資制度について

臭気対策は多くの費用がかかる場合があります。施設の悪臭除去のためや環境改善を図るための費用として、融資制度を活用することも可能です。

静岡県環境保全資金利子補給制度

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 (静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)
TEL 054-221-2205 <http://www.pref.shizuoka.jp>

富士市環境保全資金利子補給制度

〒417-8601 富士市永田町 1-100 (工業振興課)
TEL 0545-55-2779 <http://www.city.fuji.shizuoka.jp>

日本政策投資銀行(公害防止事業 環境対策推進融資)

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-1 (環境エネルギー部)
TEL 03-3244-1620 <http://www.dbj.jp/>

(株)日本政策金融公庫(静岡支店)

〒420-0851 静岡市葵区黒金町 59-6 (大同生命静岡ビル 8F)
TEL 054-254-3631 <http://www.jfc.go.jp/>

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル
TEL 03-3433-8811 <http://www.smrj.go.jp/>

■ 各種お問合せ

悪臭に係る専門的な事柄は、下記の機関でも相談できます。

臭気全般について

(社)におい・かおり環境協会

東京都千代田区東神田 2-6-2 (タカラビル 4F)
TEL 03-5835-0315 <http://www.orea.or.jp/>

(社)静岡県環境資源協会

静岡市葵区追手町 44-1 (静岡県産業経済会館 6F)
TEL 054-252-9023 <http://www.siz-kankyuu.jp/>

脱臭設備について

(社)日本産業機械工業会

東京都港区芝公園 3-5-8 (機械振興会館 4F)
TEL 03-3434-6821 <http://www.jsim.or.jp/>

臭気測定について

(社)日本環境測定分析協会

東京都江戸川区東葛西 2-3-4
TEL 03-3878-2811 <http://www.jemca.or.jp/>

お問合せ 富士市環境部環境保全課

〒417-8601 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
TEL (0545) 51 - 0123 内線 2076
FAX (0545) 51 - 9854